

■■ 神楽組 ■■

< I >

村の衆の地狂言と、一方田楽、花祭り等の進行意識のまだ旺んな行事との中間に立って、片足はまだ信仰圏内におき、一方俗芸を次々に取り入れて、一派の職業者になりきったものに神楽組がある。

三河七組と言われた神楽組は、果たしてどこどこを指したものかわからぬが、七組の宰領は宝飯郡小坂井村〔現、小坂井町〕の院内にあった。ここにはすべて四組の神楽組があつて、すなわち仁太夫、忠太夫、富太夫の三組で、その親方の忠太夫が、かねて七組の宰領で別に一組を持っていた。代々榊原を名乗って、忠太夫というのもまた家の名であつたが、今では神楽組とはまったく縁が切れている。院内は三河万歳の宗家、山内作太夫の屋敷もあつた地である。明治の二〇年頃までは、部落四十幾戸の中、神楽と万歳と、そうして法印の、他の職業に携わるものはなかつたと言うが、現在（大正一五年）ではただ二人の神楽役者を残すのみになっている。

言伝えによると伊勢四日市在太夫村からの分れと言うが、親方の忠太夫家は四足門のある立派な構えで、各種の記録類も保存されてあつたが、当主の代になってから感ずるところあつてことごとく焼却してしまつたそうである。

小坂井院内の神楽組とは別に、同じ郡内形原村大字金平字戸金〔現、形原町〕にも一組あつた。親方屋敷は代々渡辺を名乗って、一に勘太夫かねひらと言って、これもたしかに七組の中だあつた。七組の中に加わつたかどうか知らぬが、幡豆郡の吉良吉田〔現、吉良町〕に一組、それから西加茂郡拳母町字梅ヶ坪〔現、豊田市〕、南設楽郡作手村長者平、渥美郡二川町雲谷〔現、豊橋市〕、同じく杉山、〔現、豊橋市〕、福江〔現、渥美町〕等にもあつた。その他まだ私などの知らぬものが、各所にあつたことと思われる。

三河から国境を越えて静岡県地内に入ると、引佐郡奥山村〔現、引佐町〕狩宿神楽、同じく浜名湖畔庄内〔現、浜松市〕の堀江神楽、ずっと山地にはいって、鎮玉村渋川〔現、引佐町〕字寺野神楽等もあつた。

< II >

これらの神楽組は、それぞれの持場があつて、各自歴史を持っていたのであるが、その中で私が比較的事情を知っているのは、三河地内のものでは、小坂井院内〔現、小坂井町〕、形原村戸金〔現、形原町〕で、雲谷神楽は以前に訪ねたが事情はよく判らず、その

他静岡県地内のものは、堀江、寺野等も訪ねてみたが、今はもう命脈はないと言える。それらの中で、どうやら昔のままに続いていたのは、やはり戸金の一組である。

戸金の神楽役者は、部落中の山寄りに、一五、六戸が一団になって屋敷があるが、土地の人たちはこの一派のものをはかせ（博士）または「はかせ」衆と呼んでいる。神楽組の親方は一に渡辺山城、ひところ菊田山城とも名乗ったことがある。徳川時代はすべて土御門家の支配を受け、土御門家参勤のおりに、総員羽袴袴帯刀で、東海道御油の宿から新居の関所まで供に加わった。そのさい供納料と引替えに、墨付を受けていたものという。それでその免許状は、桐の箱に収めて幾通りか持っている。八〇年前火災に遭ったことがあるので、それ以前のものは失ったというが、私が訪れた時はあいにく当主不在で実見することはできなかった。

言伝えによると、元祖は渡辺勘太夫という法印であった。白鳳年間この国鳳来寺に文武天皇の勅使、草鹿砥の公宣卿下向の帰途、たまたまこの地を過ぎ給うたが、その折一人の男、烏帽子を頂き、直垂を着けて、畚もっこにてしきりに土を運ぶ状を御覧あり、何者なるやと村民に問い給うた。渠わたしは勘太夫と申し名ある法印にて候が、この里に一つの池あり、いかにしても水保ち宜しからざるにより、彼のものこれを一力にて修築仕ると答えたところ、勅使これを聞いて驚き給い、以後かかる奇特のものに負役さすべからずと仰せあり。以来明治に至るまで、租税御免の地で、今もある「かんだか池」は。そのおり勘太夫の築いたものという。

<三>

神楽組の建て前とするところは、いずれも獅子頭とこれに才蔵を中心とした寵祓いの舞さいぞうで、これに幕の舞ぬさいまたは幣の舞いなどがあり、いずれも獅子の幕を才蔵が持って舞うのである。この一派が近世の歌舞伎劇をその芸の中に取り入れるにしても、この根本だけの変更もならず、神楽と言え、狂言を踊るものと、村の人々に思われるようになった後も、立役は才蔵、女形は獅子頭で、この二つの対立は昔と変わることはない。才蔵の立役の方は、鬘をつければ差支えなかったが、一方女形の獅子頭は厄介なものであった。真赤な面に金色の歯を剥き出した、たとえば桂川のおはんなどは、ちょっと想像も能わぬ奇怪なものであるが、しかも村々の見物は、永い伝統の修練を経ていたためか、そこから女らしい美しさと優しみを汲み取ることができた。このことは一面には、醜怪な獅子頭の下から覗

いている、柔らかな紅絹緋縮緬の描き出す線との、対照からくる効果も考えられる。春三月の明るい日射しの中で、箱根靈驗記の愁嘆場などに、威めしい獅子頭の初花に、涙に濡れた瞳を向けていたのは、なにも村の女たちばかりではなかった。

いま一つ、この種神楽の特色としては、中心を才蔵におくことであった。現在の次第には、以前に比して形式の崩れたものが多いらしいが、それでも才蔵が中心であることに変わりはない。言伝えでは才蔵は昔は「さいじょ」といい、当国舞木に天皇行幸の折、御前において舞を勧め、御感あって名を賜わったという。

なお獅子頭であるが、これは現在用いられているものは幸手型さつてといっているが、以前のものは遥かに型の平たいものであったと言う。そうしてずっと以前は白面、中頃は黒面に変り、後に現今の赤面に改めた。それで今年の獅子も赤いなどと、行く先々で喜ばれたものと言うが、この面の色の変遷にも別にわけがあるらしい。

<IV>

神楽組と村々の関係は、期を定めて回って来て、一通り門付けをやり、心付けの多寡によって、それぞれの舞を演ったのであるが、これにも仕来りが定まっていた。新普請の屋敷または長患いでもあると、次第一通りを所望する。これは多くの場合一つの部落として依頼したので、これをすべて「うける」といって宿を定めてそこで行うのである。一通りの次第つるぎと言うのは、第一に剣立て（剣の舞いとも）といい、これは一般の三番叟あるいは地固めに当たるものであった。次が幕の舞い、幣ぬさの舞い、万歳、面の舞い、曲取り、立物、段物で、別に外道祓いを才蔵が行うことがあった。幕の舞い、幣の舞いは前に言った通りであるが、万歳には各種あり、これには五節ぬさ、頼政、道中等あり、五節は一に七福神の舞いともいい、現今では、普請のあった屋敷の祓いに行うとしてある。これを柱はしらた立てともいい、一本から一二本の柱を、一二カ月に象どり、祝いの掛合い詞があつて舞うもの、頼政万歳は源三位鶴退治の次第を太夫と才蔵で演る。道中万歳は太夫の昔語りから始めて、都上りの道中を、才蔵と掛合いで、その間才蔵が相槌を打ちながら混ぜ返す、そのたびに太夫が扇で頭を打つしぐさを繰り返す。そうして最後にめでたく舞納めるもので、花祭りにおける「おきな」の語りと一味通ずるものがある。

面の舞は一に玉の舞とも言い仮面を被つての次第である。これにはおかめ（お福）と塩吹き（ひよつとこ）と鬼、鐘鬼、獅子の五つが出て互いに宝の玉を奪い合う。初めに「お

かめ」がその玉を持って出て舞いがある。そこへ塩吹きが出てその玉を奪う。次に鬼が出てまた奪うと、その後へ鐘鬼が出てこれを奪い返し、鬼の背に跨って上と下とで玉の曲取りを見せる。最後に獅子が出て、散々にあばれて、玉を奪わんとし鐘鬼渡さじとして、両者入乱れて、玉取り玉遊びを演ずるのである。そして次第の終わりに別に獅子舞いがあるが、これをしずめ（鎮め）の舞いといっている。

段物はそのおりの都合で出し物は定まっていなかったが、多く朝顔日記、阿波の鳴門、太閤記の十段目に前言った箱根靈験記、桂川などで、これがすべて呼び物だったのである。段物を取入れたことについて、言伝えによると、戸金の渡辺組では、今から四代前の渡辺染四郎親方時代に、仲間中に浄瑠璃の巧者がいて、阿波の鳴門を演じたのが最初という。それで三味線は用いるが、これは太鼓の役のものが一人で当たることになっている。

<V>

例年正月には親方屋敷の座敷の正面に獅子頭を飾って、口に三つの玉を噛ませ祀るのが昔からの作法であった。正月中は地内を廻って、二〇日を過ぎると、幾組かに分れて、まず近所を振出しに旅に出る。一年をおよそ三期にわけて、五月田植えの前にはひとまず村に帰って植付けをなし、田植がすむと七月一日前後に、第二回目の旅に出る。そうして秋の彼岸過ぎにいったん帰って来て、三回目は稲の収穫をすましてから、以前ならば陰暦一〇月五日、現在では一月中旬に出る、年の暮れまでには帰って来て新年を迎えたのである。

神楽組の巡業の区域は、これは期によって定まっていた、戸金神楽では、春は近在から豊川に沿って西岸の村々を信州街道を流して進む。一方小坂井院内の組は、豊川の東岸の村々を流してゆくのが以前の風であった。夏季は東海道を東に向かって、遠江の浜名湖畔の村々から、中泉、袋井、それから駿河にはいり金谷から島田、岡部、藤枝と回って、駿河の東端伊豆の三島まで来たものと言うが、近年獅子舞に才蔵の持つ「ささら」の棒の形が風俗を乱すものとして、静岡県島田の警察から禁止を命ぜられ、以来島田より東には出ぬことにした。なんでもそのおり警察の禁止に対して、「ささら」は陰陽を表わし、竹は一ニヵ月を象り、棒のひだは天の三六陽を表わしたものとだんだん説明をしたが、どうしても許可がなかった。そのこと以来、棒の尖の妙な形も切捨ててしまったという。